

ハナ信用組合 I C キャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、I C キャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様の I C キャッシュカードとしての機能その他当組合所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「I C チップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、「ハナ信用組合キャッシュカード取引規定」、「ハナ信用組合カードローン・カード取引規定」（以下、総称して「各種カード取引規定」といいます。）の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種カード取引規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、各種カード取引規定の定義に従います。

2. (I C チップ提供機能の利用範囲)

I C チップ提供機能は、この機能の利用が可能な預金機・支払機・振込機その他の端末（以下、「I C キャッシュカード対応現金自動入出金機等」といいます。）を利用する場合に、提供されます。

3. (I C キャッシュカードの利用)

各種カード取引規定 1. (1) に定める入金提携先・出金提携先・カード振込提携先のうち、一部の入金提携先・出金提携先・カード振込提携先において、提携先の都合により I C キャッシュカードの利用ができない現金自動入出金機を設置している場合があります。この場合、当該預金機・支払機・振込機では各種カード取引規定 1. (1) および(2) の定めにかかわらず、I C キャッシュカードは利用できません。

4. (一日あたりの払戻金額)

当組合は、当組合および出金提携先の支払機・振込機を利用した預金払戻しにおける一日あたりの限度額について、I C チップ提供機能を利用した払戻しである場合と、I C チップ提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

5. (I C キャッシュカード対応現金自動入出金機等の故障時の取扱い)

I C キャッシュカード対応現金自動入出金機等の故障時には、I C チップ提供機能の利用はできません。この場合、当組合に故意、重大な過失がある場合を除いては、当組合は免責されるものとします。

6. (I C チップ読取不能時の取扱い等)

- (1) I C チップ（以下「I C」といいます。）の故障等によって、I C キャッシュカード対応現金自動入出金機等において I C を読取ることができなくなった場合には、I

Cチップ提供機能の利用はできません。この場合、当組合所定の手続きにしたがって、すみやかに当組合にICキャッシュカードの再発行を申出てください。

- (2) IC等の故障等によって、ICキャッシュカード対応現金自動入出金機等においてICを読取ることができなくなったことにより損害が生じても、当組合は責任を負いません。

7. (ICキャッシュカードの有効期限・再発行)

- (1) ICキャッシュカードは、カード機能の性質上、当組合所定の有効期限があり、有効期限が経過したICキャッシュカードを利用することはできません。
- (2) 上記(1)の有効期限が到来する前に、当組合は有効期限を延長した新しいICキャッシュカードを再交付します。その場合、当組合は、当組合所定の手数料を当組合所定の日、通帳および払戻請求書なしで、当該ICキャッシュカードを利用する預金口座から自動的に引落としをします。
- (3) 上記(2)の手数料の引落としができなかった場合、ICキャッシュカードの再交付は行いません。ICキャッシュカードが必要な場合には、当組合の窓口で当組合所定の手続きが必要になります。

以 上